

和光大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン

(目的)

第 1 条 このガイドラインは、補助金等に係る関係法令・規程等に基づき、和光大学（以下、「本学」とする。）において公的研究費に関する重要事項を定め、厳正かつ適正な管理・運営を図ることを目的とする。

(公的研究費の管理・監査の責任体制)

第 2 条 本学に、研究費の運営等及びその実施体制に係る責任者として、以下の者を置く。

(1) 最高管理責任者

(2) 統括管理責任者

(3) コンプライアンス推進責任者

2. 学長室会議は最高管理責任者の指示の下に、不正防止推進部署として、不正防止計画に基づき、本学全体の具体的な対策の企画、実施及び結果の検証を行う。

(最高管理責任者)

第 3 条 最高管理責任者は、学長とする。

2. 最高管理責任者は、機関全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第 4 条 統括管理責任者は、副学長とする。

2. 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営業務について統括を行う。

(コンプライアンス推進責任者)

第 5 条 コンプライアンス推進責任者は、事務局長とする。

2. コンプライアンス推進責任者は、公的研究費にかかる日常的な管理・運営、研究活動支援業務および監査について責任を負う。

(適正な運営・管理の基盤となる環境の整備)

第 6 条 最高管理責任者は、本学における公的研究費の不正を誘発する要因の把握に努め、充分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

2. 最高管理責任者は、公的研究費を使用または管理する全ての構成員に対し、研修および説明会等を実施し、適正な運営・管理が行われるよう必要な措置を講じるものとする。

のとする。

3. 発注・検収業務について、当事者以外によるチェック体制を確立し、有効に機能するシステムを構築する。

(不正防止計画と推進部局)

第 7 条 最高管理責任者は、本学全体の観点から不正根絶への決意表明を行い、不正防止計画の進捗管理に努める。不正防止計画推進部署を学長室会議とする。不正防止計画は別に定める。

2. 最高管理責任者は、不正防止計画の基本方針や策定に当たり、理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深める。
3. 最高管理責任者は、定期的な啓発活動を主体的に行い、構成員の不正防止の意識向上と浸透を図る。
4. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、学内における啓発活動を定期的に実施する。

(相談窓口)

第 8 条 本学における公的研究費の事務処理手続きおよび使用ルール等に関する相談窓口をおく。

2. 相談窓口は、企画室学術振興係とする。

(通報窓口)

第 9 条 不正使用等の疑いが生じた場合の公益通報の窓口として通報窓口をおく。

2. 通報窓口は、事業室総務係とする。

3. 通報窓口の長は、通報を受けた時、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

4. 通報の取扱いについては、別に定める。

(調査委員会)

第 10 条 最高管理責任者は、前条第 3 項の報告を受けたとき、又は必要に応じて調査委員会を設置し、運営・管理に関する調査を行うものとする。

(不正使用に対する措置)

第 11 条 前条の調査の結果、不正使用があったと認められる場合、最高管理責任者は、直ちに当該事業に係わる研究の打ち切りを命じ、本学園就業規則に基づく处分等必要な措置を講ずるものとする。

2. 不正使用に係わる取引があった業者については、研究費の返還、取引停止など必要な措置を講ずるものとする。

(モニタリングと内部監査)

第12条 公的研究費の適正な運営・管理のため、定期的および隨時に内部監査を実施する。内部監査は最高管理責任者の直轄組織として位置付ける。

2. 内部監査担当者は、最高管理責任者が任命する。

3. 内部監査担当者は、内部監査終了後速やかに最高管理責任者および不正防止計画推進部署へ報告書を提出しなければならない。

4. 内部監査で不正使用があったと認められる場合は、前条の措置を行う。

5. 内部監査担当者は、監査結果等について、監事、監査法人へ報告し、意見を求めるなどして、有効かつ多角的な監査を実施する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、2021年9月3日から施行し、2021年4月1日から適用する。

